

広島県告示第四百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成二十七年
広島県告示第五百六十一号で認可した世羅甲山都市計画下水道事業世羅公共下水道の事業計
画の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯崎英彦

一 施行者の名称

世羅町

二 都市計画事業の種類及び名称

世羅甲山都市計画下水道事業世羅公共下水道

三 事業施行期間

平成十二年七月二十四日から令和六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成二十七年広島県告示第五百六十一号の事業地である大字本郷字今東の事業地を変
更する。